

厚生年金基金実務基準

平成9年3月

[最終改定 平成26年11月]

厚生年金基金の新規設立が認められないこと及び解散・代行返上に伴う
厚生年金基金の減少を受け、以降の改定は行っておりません。

公益社団法人 日本年金数理人会

公益社団法人日本年金数理人会は、厚生年金基金の年金財政運営における年金数理業務の重要性に鑑み、年金数理人の実務遂行に際しての基本的な算定方法などを実務基準として制定する。

本実務基準は、年金数理人の専門的役割が増すなかにあつて、年金数理人の業務において中立性と公正性が維持されるための基準であり、年金数理人が行う年金数理業務が社会的信頼を得る基盤となる位置づけにある。

本実務基準は、実務基準総則と各々の年金数理業務に該当する実務基準により構成される。

(目 次)

厚生年金基金実務基準総則

厚生年金基金実務基準第 1 号

代行保険料率の計算に関する細目

厚生年金基金実務基準第 2 号

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第 I 章 財政運営基準の取扱い

第 II 章 年金数理人の所見

第 III 章 継続的な財政診断

掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

厚生年金基金実務基準第 3 号

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

厚生年金基金実務基準第 4 号

厚生年金基金解散時の最低積立基準額の算定・分配の実務基準

厚生年金基金実務基準第 5 号 (削除)

厚生年金基金実務基準第 6 号 (削除)

厚生年金基金実務基準第 7 号

決算時の最低責任準備金の実務基準

厚生年金基金実務基準補足事項 (一部項目を本則に反映した上で削除)

厚生年金基金実務基準総則

厚生年金基金実務基準総則

1. 年金数理人は、受給権の保全及び年金財政の健全性を確保すべく、厚生年金基金（以下、「基金」という。）の主体的な財政運営に資するように、年金数理業務の遂行にあたり「厚生年金基金実務基準」を基本とし責任を持って職務を行うとともに、基金財政に関し基金との意思疎通に努める。
2. 年金数理人は、基金の理事及び監事、基金財政に関するコンサルタントなどとともに基金財政について適正な運営に努める。
3. 年金数理人は、年金数理業務を行うにあたり、中立的な立場から最善として採用した方法により算定したものであることに責任を持ち、基金への十分な情報提供に努める。
4. 年金数理人は、基金財政に関する意見などにつき、中立的な立場から基金への十分な説明に努め、実施が必要な事項と実施が望ましい事項とを、原則として区別して述べる。
5. 基金に意見、助言及び警告などを伝える場合は、原則として文書で提示するものとし、年金財政上の事実と年金数理人としての意見は区別して述べるとともに、年金財政の方向づけに選択肢がある場合は、その前提条件を明示する。
6. 基金に意見、助言及び警告などを伝えるに際して、社会・経済情勢などの動向について、正確な情報と的確な見通しを伝えるよう努める。
7. 年金数理人は、「厚生年金基金実務基準」の適用の解釈などにおいて、他の年金数理人の業務に支障をきたさないように配慮する。
8. 「厚生年金基金実務基準」は、年金数理業務を行うにあたり標準的な算出方法を定めたものであり、この基準に則り算出した結果については、その妥当性が認められる。
9. 「厚生年金基金実務基準（第1号を除く）」は、ここに定められた算出方法のみに限定するものではなく、特例的な取扱方法を採用する場合は、基金への決算報告書等に記載するなど、その旨を明らかにした上で業務を行う。
10. 「厚生年金基金実務基準」に関する照会及び提案などは財政運営実務基準委員会へ提示し、その内容及び財政運営実務基準委員会での取扱いは他の年金数理人に公開される。
「厚生年金基金実務基準」の改訂は、財政運営実務基準委員会での審議及び理事会での承認を経て実施される。